

## 公立大学法人宮城大学入札・契約制度委員会規程

平成21年4月1日

規程第88号

### (設置)

第1条 公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）における入札及び契約事務の厳正かつ適正な執行を図るため、公立大学法人宮城大学入札・契約制度委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員長及び委員は、別表のとおりとする。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める委員がその職務を代理する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる法人の入札及び契約に関する事項を調査、検討及び審議する。

一 入札及び契約制度に関すること

二 入札談合の情報に対する調査及び対応に関すること

三 指名停止の措置に関すること

四 暴力団排除の措置に関すること

五 不服の申立てに関すること

六 その他、委員長が必要と認める事項

### (運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 緊急その他やむを得ない事情があり、委員会を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

### (事務)

第5条 委員会の事務は、財務課において行う。

### (秘密を守る義務)

第6条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (施行の細目)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

### 附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

## 第5編財務会計 入札・契約制度委員会規程

附 則（H22.10.27 第30回理事会）

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（H24.3.28 第53回理事会）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（H30.3.28 第135回理事会）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（委員等）

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 委員長 | 理事長                                            |
| 委員  | 副理事長<br>財務を担当する理事<br>総務を担当する理事<br>事務局長<br>財務課長 |